

令和6年度 司法精神医療等審判体制確保事業一式（精神保健判定医等養成研修）
仕様書

1. 背景と目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の円滑な運用を図るためには、医療観察法に基づく精神鑑定を行う者及び地方裁判所での医療観察法対象者の処遇決定に携わる者を確保し、当該者の資質能力の向上及び均てん化を図ることが特に重要であり、医療観察法附則第3条第1項で示されるように、最新の司法精神医学の知見等を踏まえた専門的な研修を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令（平成16年厚生労働省令第150号。以下「省令」という。）第7条の規定に基づく精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の実施を通じて、医療観察法による鑑定や審判に携わる人材の資質能力の向上及び均てん化を図り、より質の高い審判体制を確立し、医療観察法の円滑な運用に資することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 精神保健判定医等養成研修事業

ア 精神保健判定医養成研修

(ア) 研修内容

別添「司法精神医療等に係る研修内容」による。

(イ) 対象者 200名程度

本研修を受講することにより、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「政令」という。）第2条第1項第2号イの要件を満たし、精神保健判定医となる予定の者

イ 精神保健参与員候補者養成研修

(ア) 研修内容

別添「司法精神医療等に係る研修内容」による。

(イ) 対象者 200名程度

本研修を受講することにより、政令第3条第1項第2号イの要件を満たし、精神保健参与員候補者となる予定の者

※受講者の募集に関しては、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、本件研修の開催を広く公表し、参加者を募ること。

(2) 研修及び研修企画委員会の回数及び期間について

履行期間内において、研修については2回以上、研修企画委員会（15名程度）については1回以上行うこと。

※謝金については、1人1回17,800円を支払うものとする。ただし、他に諸謝金に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

※旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）」に基づき支払うものとする。ただし、他に旅費に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

※講師及び委員への謝金・旅費の支払いは別途精算払いとする。

※研修及び研修企画委員会の開催方法については、原則対面で行うこととするが、必要に応じてオンライン開催も可能とする。

<過去3か年度実績>

| | 研 修 | 企画委員会 |
|-------|-------------|---------|
| 令和2年度 | 3回（各3日間） | 1回（2時間） |
| 令和3年度 | 3回（一部オンライン） | 1回（2時間） |
| 令和4年度 | 2回（一部オンライン） | 1回（2時間） |

3. 研修実施期間

契約日～令和6年10月31日

4. 業務の実施にあたっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

- ① 受注者は、本調達業務の実施の過程で厚生労働省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び作成した情報を、本調達業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本調達業務を実施するにあたり、厚生労働省から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - 複製はしないこと。
 - 用務に必要ななくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。
 - 本調達業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を厚生労働省に提出すること。
 - 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、厚生労働省が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

(2) 遵守する法令等

受注者は、本調達業務の実施において、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の関連する法令等を遵守すること。

(3) 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

- ① 厚生労働省から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 受注者の資本関係・役員等の情報、本調達業務の実施場所、本調達業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ③ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ④ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、厚生労働省へ報告すること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、厚生労働省の承認を受けた上で実施すること。
- ⑥ 厚生労働省が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ⑦ 厚生労働省から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- ⑧ 厚生労働省から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- ⑨ 本調達業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに厚生労働省に報告すること。
- ⑩ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の内容を遵守すること。

(4) 再委託の制限

- ① 受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ② 受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号、または名称及び住所並びに再委託を行う事務又は事業の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。また、受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。
- ③ 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、受託者は「再委託に係る変更承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- ④ 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号、または名称及び住所並びに委託を行う事務又は事業の範囲を記載した「履行体制図」を支出負担行為担当官に提出し、履行体制の把握に努めること。
- ⑤ 受託者は、秘密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- ⑥ なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(5) 閲覧資料

応札希望者は、研修の実施に係る以下の資料について、必要に応じ、閲覧した上で応札の可否を判断すること。なお、資料の閲覧にあたっては、守秘義務の誓約書を提出した上で、厚生労働省が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

・受講者用テキスト一式

閲覧場所：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室内

閲覧期間及び時間：令和6年2月2日（金）～令和6年3月6日（水）

10時～16時（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

閲覧手続：2名まで。閲覧を希望する場合、応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を以下連絡先に事前に連絡すること。

また、閲覧日当日までに「守秘義務に関する誓約書」を記載の上、提出すること。

閲覧時の注意：閲覧にて知り得た内容については、競争参加のための書類作成等以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

5. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。また、厚生労働省は、納品された成果物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し行わせることができるものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、

当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 契約不適合責任

- ① 厚生労働省は、本調達仕様書「5. (3) 検査」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次の（ア）、（イ）のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、厚生労働省は、受注者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

（ア）厚生労働省の選択に従い、厚生労働省の指定した期限内に受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

（イ）直ちに代金の減額を行うこと。

- ② 厚生労働省は、前項の通知をした場合は、上記（ア）、（イ）に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- ③ 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記①の通知期間を経過した後においてもなお上記①、②を適用するものとする。

(3) 検査

- ① 「2. 業務内容」及び「3. 研修実施期間」に則って、成果物を提出すること。その際、厚生労働省が指示した場合、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて令和7年3月14日までに提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映されたすべての成果物を納品すること。
- ③ 「2. 業務内容」及び「3. 研修実施期間」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作業資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

6. 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

7. その他

- (1) 本事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するため、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、協力体制を整備すること。
- (2) 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者には、省令第15条第1項に定める修了証を交付するものであること。

- (3) 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後2週間以内に、(2)で修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室に提出すること。

司法精神医療等に係る研修内容

| 研 修 項 目 | 精神保健判定医等養成研修 | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 時間数 | 判定医 | 時間数 | 判定医 | 時間数 | 参与員 | 時間数 | 参与員 |
| | | 初回 | | 継続 | | 初回 | | 継続 |
| | | 22 | | 6 | | 22 | | 6 |
| 1. 心神喪失者等医療観察法に関する法律及び精神保健福祉行政概論 | 2.5 | ○ | | | 4 | ○ | | |
| 2. 心神喪失者等医療観察法に関する法令及び実務 | 2 | ○ | | | 2 | ○ | | |
| 3. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療及び実務 | 8 | ○ | 3 | ○ | 5 | ○ | 1.5 | ○ |
| 4. 司法精神医学 | 2.5 | ○ | | | 2.5 | ○ | | |
| 5. 心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇 | 4 | ○ | | | 4 | ○ | | |
| 6. 心神喪失者等医療観察法に関する事例研究 | 3 | ○ | 3 | ○ | 4.5 | ○ | 4.5 | ○ |